

# 感染症法に基づく医療措置協定について (病院・診療所向け)

令和6年11月

高知県健康政策部健康対策課

# 感染症法の改正

## 背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律（以下、「感染症法」という。）が改正されました。（令和4年12月改正）
- 改正感染症法では、新興感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時に都道府県知事と医療機関の管理者との間で協議を行い、感染症対応に係る協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。（令和6年4月1日施行）

感染症法の主な改正項目	施行日	
第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の新設	令和6年4月1日	
基本指針及び予防計画		
公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等		協定
病原体等の検査を行っている機関等における検査等措置協定		協定
他の都道府県知事及び公的医療機関等による応援等		
都道府県及び国の補助等		

**協定** : 医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）、民間検査事業者、宿泊事業者と協定を締結

# 医療措置協定の概要①

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律（抜粋）

（医療機関の協定の締結等）

**第三十六条の三** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
  - 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
  - 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
  - 四 医療措置協定の有効期間
  - 五 医療措置協定に違反した場合の措置
  - 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
- 3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。
- 4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。
- 5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

➤ **都道府県知事は、平時に、新興感染症※の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応にかかる協定（医療措置協定）を締結することとなっています。**

➤ **全ての医療機関に対して協議に応じることが義務付けられています。**

締結作業に向けた意向調査を令和5年度から実施しました。今後も随時受付を行いますので、締結を希望する場合は様式のご提出をお願いします。

➤ **協定を締結したときは、医療措置協定内容を公表するものとされています。**

※新興感染症（及び新型インフルエンザ等感染症等）とは、感染症法における新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指します。

# 医療措置協定の概要②

## ➤ 医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）との協定締結について

- 都道府県と医療機関が協議し、双方合意に至った場合は、医療機関の機能に応じた協定を締結します。
- 協定を締結した医療機関のうち、**病床の確保に対応する医療機関は「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来や自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関は「第二種協定指定医療機関」として、それぞれ都道府県知事が指定します。**（感染症法第6条第16項及び第17項、第38条第2項）
- 有事に、県からの要請に基づき協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は、公費負担医療の対象となります。（感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等）

<b>第一種協定 指定医療機関</b>	<b>入院</b>	<b>●協定締結対象：病院、有床診療所</b> 新興感染症患者の入院・治療
<b>第二種協定 指定医療機関</b>	<b>発熱外来</b>	<b>●協定締結対象：病院、有床診療所、無床診療所</b> 新興感染症患者の診療、検査
	<b>自宅療養者 等への医療 の提供</b>	<b>●協定締結対象：病院、診療所、薬局、訪問看護事業所</b> 【病院、診療所】 ・新興感染症患者への往診やオンライン診療（経過観察等も含む） 【薬局】 ・新興感染症患者への医薬品対応等 【訪問看護事業所】 ・新興感染症患者への訪問看護

# 協定指定医療機関の指定要件

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成 11 年厚生省告示第 43 号。以下「指定医療機関基準」という。）」により、基準が示されています。

<b>第一種協定指定医療機関</b> (指定医療機関基準第 3 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>• 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。</li><li>• 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新興感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。</li></ul>	
<b>第二種協定指定医療機関</b>	<b>発熱外来を実施する医療機関</b> (指定医療機関基準第 4 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>• 受診する者同士が可能な限り接触することがなく診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。</li><li>• 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。</li></ul>
	<b>外出自粛対象者への医療の提供を実施する病院又は診療所</b> (指定医療機関基準第 4 の 2 関係)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li><li>• 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。</li></ul>

# 医療措置協定の内容

## 医療措置 の内容

①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣  
⑥個人防護具を備蓄（任意事項）

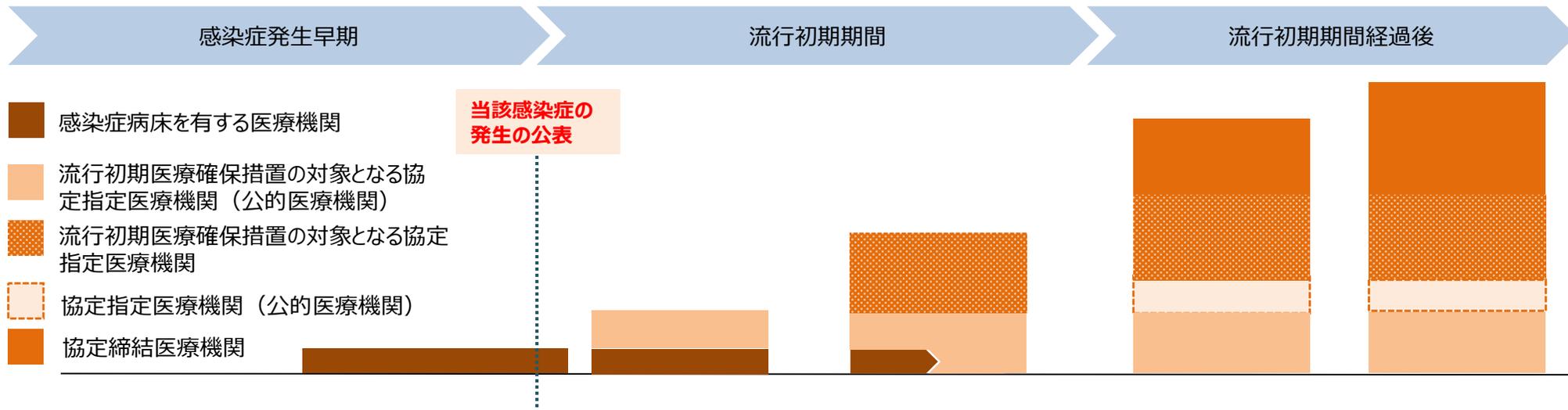
区分		締結項目	①入院（病床）	②発熱外来	③自宅療養者等への医療の提供	④後方支援	⑤人材派遣	⑥個人防護具の備蓄
		流行初期医療確保措置あり						
協定締結医療機関	第一種協定指定医療機関	○	○	○	○	○	○	△ (任意)
	第二種協定指定医療機関		○	○	○	○	○	△ (任意)
	上記の指定以外					○	○	△ (任意)

+

- ①～⑤のうち、実施可能な項目（いずれか1つでも可）について協定締結のご協力をお願いします。
- 任意事項として、個人防護具の備蓄（2ヵ月分）が推奨されています。
- 協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象となります。（感染症法第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等）

# 医療措置協定における対応時期の考え方

## ● 県内の医療提供体制のイメージ図（対応医療機関数）



	感染症発生早期	流行初期期間	流行初期期間経過後
時期の目安	厚生労働大臣による発生の公表前まで。	発生の公表後 1 週間～ 3 ヶ月を基本とする。	発生の公表後 6 ヶ月程度まで。
対応機関	現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。	<p>①まずは感染症指定医療機関が流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め引き続き対応する。</p> <p>②都道府県の判断を契機として、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関の間で対応していく。</p>	<u>発生の公表後 6 ヶ月程度をめぐり順次すべての協定締結医療機関での対応を開始する。</u>

# 流行初期医療確保措置について

- 新興感染症の発生の公表後の流行初期の一定期間（3か月を想定）には、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関が対応します。
- 県知事は、初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関に対して、感染症流行初期において感染症流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置を講じることができます。
- 流行初期医療確保措置付きの医療措置協定を締結した医療機関について、協定に基づく対応により経営の自立性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（当該感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り財政的な支援が行われます。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払います。（減収補填）

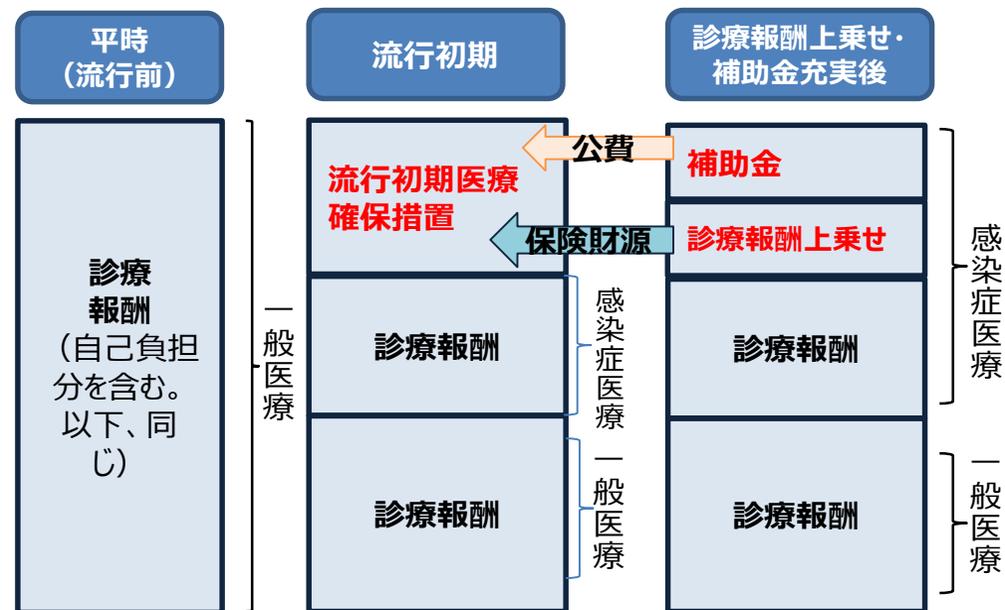
## 流行初期医療確保措置の対象となる本県の基準

### 入院（病床）

- ① 新興感染症の国内発生公表後から、県の要請後 1 週間以内に受入れ体制を整備
- ② 感染症患者の受入れを、一定規模の病床（10床）を継続して対応。ただし、地域の特性等により個別の事情がある場合は、例外的取扱いとして5床以上とする。

### 発熱外来

- ① 新興感染症の国内発生公表後から、県の要請後 1 週間以内に受入れ体制を整備
- ② 流行初期期間から、1日あたり10人以上の発熱患者を診療できること。ただし、診療所については、例外的取扱いとして5人以上とする。（流行初期期間においてかかりつけ患者以外の受入れが不可の場合は、措置の対象となりません。）



# 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の義務

○公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院（以下、「公的医療機関等」という。）については、その機能を踏まえた感染症発生・まん延時に担うべき医療（※）の提供が義務づけられました。（感染症法第36条の2）

（※）①病床確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のうち、1つ以上



- 県知事は、公的医療機関等の管理者に対し、感染症発生・まん延時において等が医療機関が講ずべきべきもの等について、通知します。（感染症法第36条の2第1項関係）
- 公的医療機関等は、「通知」に基づく措置を感染症発生・まん延時に講じなければならないこととされています。（感染症法第36条の2第2項関係）
- 「通知」は、公的医療機関等との協定締結の協議と併せて行います。  
（①病床の確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のうち1つ以上）
- ただし、県が地域の実情の中で、当該医療機関において、例えば、新興感染症発生・まん延時に引き続き通常医療を提供することがその機能・役割だと判断した場合、当該医療機関には「通知」を行いません。
- 「通知」は、協定に基づき講ずることとした措置の一部又は全部を感染症法第36条の2の医療提供義務として「通知」することを想定しており、当該協定を上回る内容を通知することは、原則、想定していません。（感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン）

# 医療措置協定にかかる対応の方向性について①

## 協定の主体について

- 医療機関との協定締結は、**知事と医療機関の管理者**との間で行います。（感染症法第36条の3）
- 法人が運営している場合などで、法人代表者名と管理者名の連名での協定締結も可能です。
- 管理者が変わるごとに協定締結し直すことまでは不要とされています。

## 協定内容の変更等について

- 協定は双方の同意に基づくものであることに留意しつつ、**医療機関側の事情変更等があれば協定の内容を見直す協議を行うなど、柔軟に対応を行います。**
- 新興感染症発生・まん延時において、**新興感染症の性状等が締結した協定の前提・内容（事前の想定）とは大きく異なる事態と、国が判断した場合は、それらの判断内容に則し、機動的に対応するものとします。**

## 締結した協定等の報告・公表の内容・方法

- 協定を締結した段階では、**協定を締結した医療機関名や協定の内容（協定締結したメニュー等）を国や県のホームページ等で公表します。**
- 協定に基づく措置を実施する段階では、新型コロナ対応も参考に、措置の実施状況のほか、患者の選択に資するような情報の公表を行います。

# 医療措置協定にかかる対応の方向性について②

## 協定の措置が講じられていない場合

○県は、公的医療機関等が正当な理由がなく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に**感染症法等に基づく措置（指示→公表等）**を行います。

（感染症法第36条の4第1項及び第4項）

○同様に、協定締結医療機関（公的医療機関等を除く）が正当な理由がなく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、**協定締結医療機関に感染症法等に基づく措置（勧告→指示→公表等）**を行います。（感染症法第36条の4第2項、第3項及び第4項）

＜正当な理由＞

○**感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要であるが、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断するとき。**

（具体例） ・病院内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合

・ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものとは大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合

・感染症以外の自然災害等により、人員や設備等が不足している場合 等

## 医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等

○協定締結医療機関は、G-MISにより**平時報告（1年に1回）と有事報告（新興感染症発生・まん延時に報告項目に応じて、毎日もしくは週に1回）**を行うこととなっています。

（感染症法第36条の5）

・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第3項）

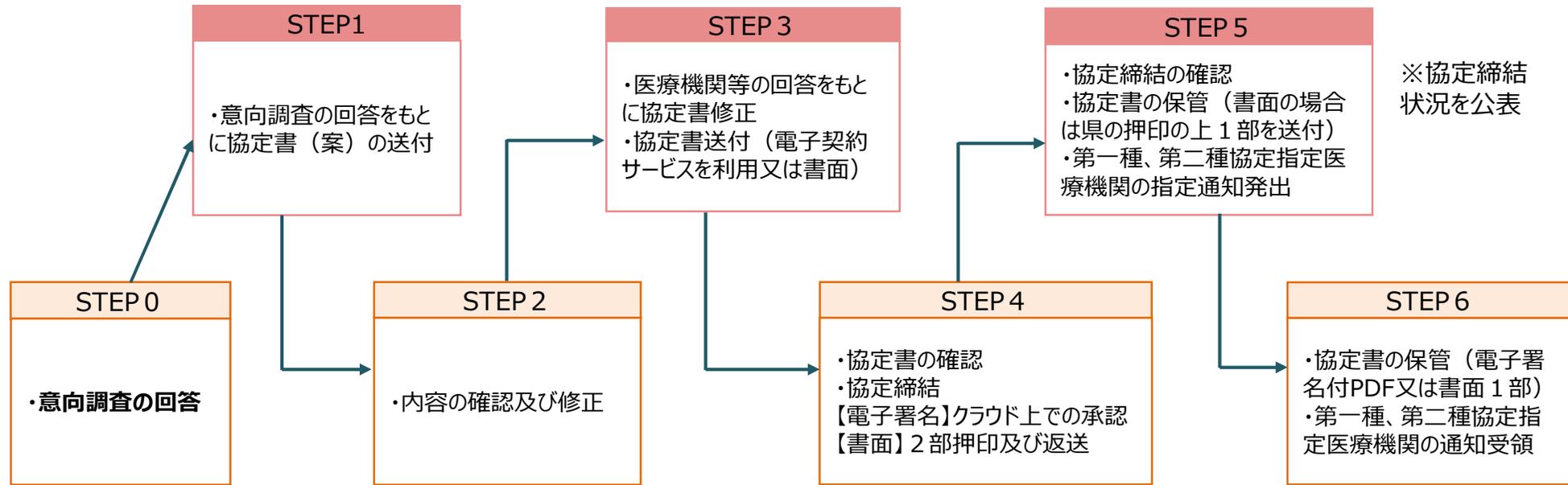
・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第5項）

・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）

# 協定締結の流れ

県

医療機関等



## 【医療措置協定に関する問い合わせ先】

高知県健康政策部健康対策課（感染症担当）

電話：088-823-9677

FAX：088-873-9941

メールアドレス：[kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp)

(協定書イメージ)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る  
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

高知県知事（以下「甲」という。）と医療法人●●会●●病院管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 甲は、前項の要請に当たっては、次条各号に定める対応の内容の範囲について、乙と協議することができる。

流行初期期間については、流行初期医療確保措置の対象となる基準（資料P7）を満たす場合に、協定を締結します。  
流行初期期間経過後は、病床数の基準はありません。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を提供するものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	●床（重症者用●床） うち、特別に配慮が必要な患者のための病床 精神疾患を有する患者●床 妊産婦患者 ●床 がん患者 ●床 小児患者 ● 外国人 ●床 障害児患者 ●床 認知症患者 ●床 透析患者 ●床	●床（重症者用●床） うち、特別に配慮が必要な患者のための病床 精神疾患を有する患者 ●床 妊産婦患者 ●床 がん患者 ●床 小児患者 ●床 外国人●床 障害児患者 ●床 認知症患者 ●床 透析患者 ●床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

(協定書イメージ)

二 発熱外来の実施

検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

対 応 時 期 (目 途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度) の対応
対 応 の 内 容	●人/日 (検査 (核酸検出検査) の実施能力 : ●件/日)	●人/日 (検査 (核酸検出検査) の実施能力 : ●件/日)
特記事項	検査実施能力は、自院で分析まで行うPCR検査の可能件数に限ります。 (抗原検査や分析を外部に委託する場合の件数は含みません。)	

かかりつけ患者以外の対応が不可である場合や小児の対応が可能な場合は、特記事項として記載します。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対 応 時 期 (目 途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	
対 応 可 否	可	否
対 応 の 内 容	・電話又はオンライン診療 (高齢者施設等への対応)	( 可 ・ 否 )
	・往診 (高齢者施設等への対応)	( 可 ・ 否 )
	・健康観察の対応 (高齢者施設等への対応)	( 可 ・ 否 )
特記事項		

高齢者施設等への対応  
：宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設  
いずれかへの対応を指します。

(協定書イメージ)

通常医療の確保のため、感染症患者以外の患者の受入や、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うことについて、協定締結を行います。

四 後方支援

対 応 時 期 (目 途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応		
対応可否	可	否		
対 応 の 内 容	回復患者の転院受入	可 ・ 否	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入	可 ・ 否
	病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入	可 ・ 否		

五 医療人材派遣

対応時期（目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	
対応の内 容	計 ●人	
	うち、 医 師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症医療担当従事者 : ●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ 感染症予防業務対応関係者：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DMAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DPAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> </ul>
	うち、 看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症医療担当従事者 : ●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ 感染症予防業務対応関係者：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DMAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DPAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ 災害支援ナース：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> </ul>
	うち、 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症医療担当従事者 : ●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ 感染症予防業務対応関係者：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DMAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> <li>・ DPAT：●人（うち、県外派遣可能：●人）</li> </ul>
特記事項		

(協定書イメージ)

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

(乙における●か月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
●枚	●枚	●枚	●枚	●双
特記事項				

5品目について、感染症発生・まん延時における医療機関全体の使用量の2か月分を備蓄することを推奨します。

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。
- 3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国又は甲においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定書イメージ)

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行う/行うよう努める。

第一種協定指定医療機関は、電磁的方法（G-MIS）による報告が義務となっています（法36条の5の第5項）

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自一通を保有するものとする。

県においても研修を開催する予定としています。

令和 年 月 日

甲 高知県知事 濱田 省司

乙 医療機関名 : 医療法人●●会 ●●病院

保険医療機関番号 : ●● ●●

G-MIS ID : 【病床確保の協定を結ぶ医療機関は記載】

住 所 : ●●●●

管理者氏名 : 病院長 ●● ●●